

羽越だより

《第123号》
平成25年12月10日

～昭和62年以来、27年ぶり～

国道7号(新潟県村上市蒲萄)で事前通行規制を実施しました

国道7号村上市蒲萄から北中間において、11月18日22時から降り始めた雨が、通行止めとする基準の『連続雨量210mm』に達し、土砂災害等の恐れがあるため、11月20日(水)20時10分から通行止めを実施しました。この区間が通行止めとなるのは、昭和62年以来、27年ぶりとなります。翌21日夜明けからの点検の結果、道路の安全が確認されたため、11月21日(木)7時35分に解除となりました。(通行止時間 11時間25分)



国道本線の通行止



規制箇所(大須戸ST)の状況



駐車帯で待機する大型車



- 日時：平成25年11月20日(水) 20:10～ 21日(木)7:35
- 場所：一般国道7号 (新潟県村上市蒲萄～北中)
- 原因：事前通行規制 (連続雨量210mm)
- 経緯：11月20日(水) 20:10 大沢の連続雨量210ミリに達したため、通行規制区間「蒲萄」通行止め
11月21日(木) 7:35 通行止め解除

【事前通行規制とは】大雨や台風による土砂崩れや落石等の恐れがある箇所については、過去の記録などを元にそれぞれ規制の基準等を定め、災害が発生する前に「通行止」などの規制を実施し、道路を利用する皆様の安全を確保するものです。

市民のみならず、ドライバーのみならずご協力ありがとうございました。

発行およびお問い合わせ先



国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1
TEL:0254-62-3211(代表)
FAX:0254-62-1106(代表) URL⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/>

